

令和6年高島市教育委員会
第6回定例会議事日程

日 時 令和6年6月20日（木）
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 令和6年第5回定例会会議録の承認

3. 会議録署名委員の指名

委員

委員

4. 議事

日程第1 議第48号 高島市社会教育委員の委嘱について

日程第2 議第49号 高島市文化振興推進審議会委員の委嘱について

日程第3 議第50号 高島市部活動の地域移行検討協議会委員の委嘱および
任命について

5. 報告

報告第14号 令和6年6月高島市議会定例会一般質問の概要について

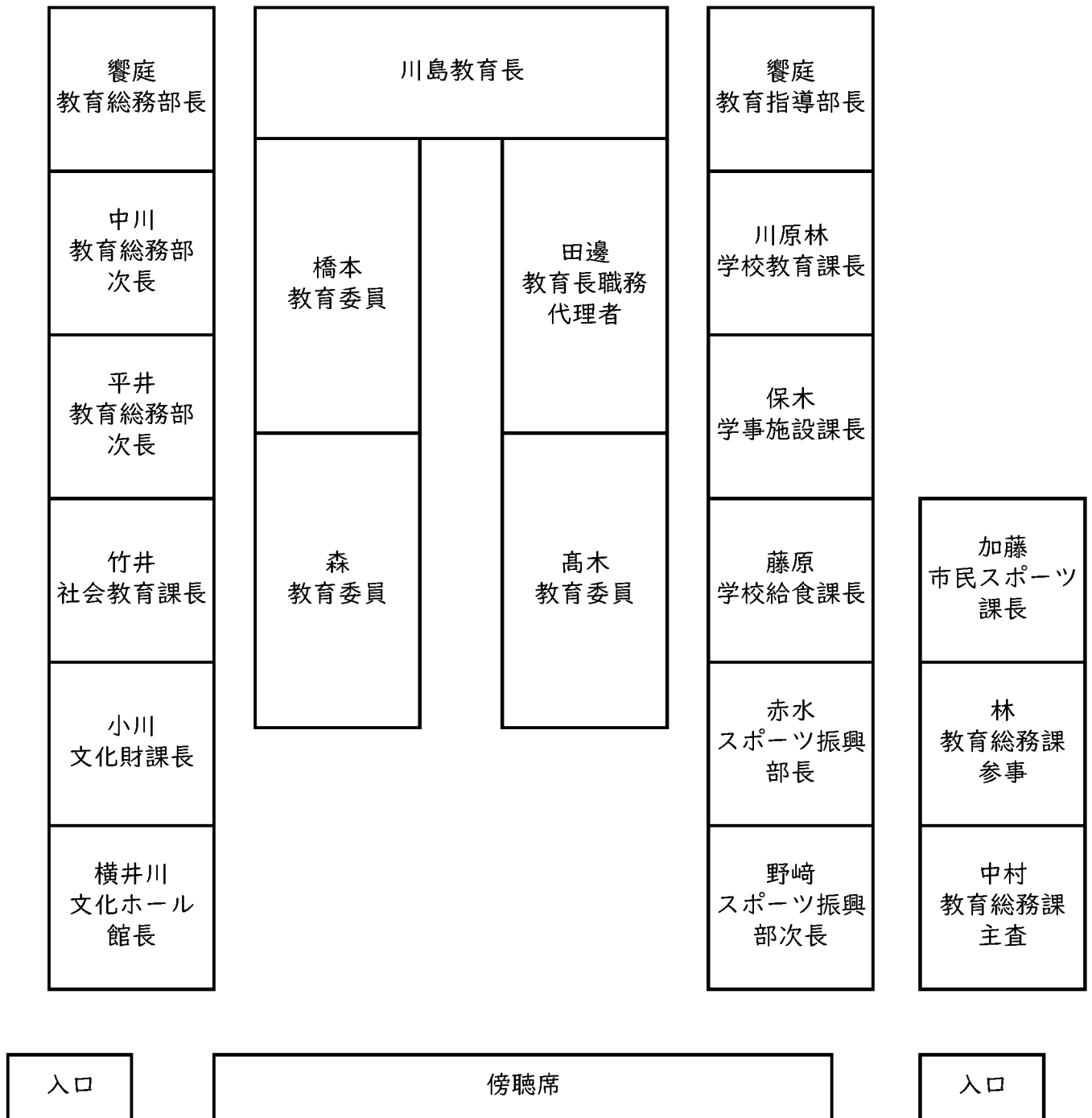
6. 今後の日程

・令和6年教育委員会第7回定例会（案）

日時：令和6年7月24日（水）午後2時00分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

令和6年度 第6回定例会座席表



議第48号

高島市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和6年6月20日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市社会教育委員の委嘱について

高島市社会教育委員設置条例（平成17年高島市条例第118号）第2条第2項の規定に基づき、次の者を高島市社会教育委員に委嘱することにつき、議決を求める。

記

委員種別	氏 名	所属等	備考
社会教育の関係者	中村 眞奈美	地域学校協働活動推進員 高島市公民館運営審議会委員	再任

任期：令和6年7月20日から令和8年7月19日まで

議第 4 9 号

高島市文化振興推進審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 2 0 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市文化振興推進審議会委員の委嘱について

高島市文化振興推進審議会規則（平成 2 8 年高島市教育委員会規則第 2 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり高島市文化振興推進審議会委員に委嘱することにつき、議決を求める。

別紙

高島市文化振興推進審議会委員

区 分	委員種別	氏 名	所属等（分野）	新任 再任
第 1 号	学識 経験者	谷口 浩志	元びわこ学院大学短期大学部 教授	再任
第 2 号	関係分野 から選出 された者	海老澤 文代	アートネット高島委員 古文書から朽木を知る会代表 （文化活動）	再任
		小多 譲仁	高島市美術協会委員 （文化活動）	再任
		山本 良信	高島市重要文化的景観整備活用 委員会副委員長 高島市景観計画審議委員 高島市空家等対策協議会委員 （景観文化）	再任
		三田村 治夫	安曇川古文書クラブ会員 （文化的・歴史的資産）	再任
		西川 智子	滋賀県栄養士会会員 （食文化）	再任
		藤澤 悟	高島市青少年育成市民会副会長 （青少年）	再任
		平松 成美	NPO法人絵本による街づくり の会代表 （地域伝統文化）	再任
		馬場 幹夫	高島市文化協会事務局長 （文化活動）	再任
		大西 巧	近江手造り和ろうそく大興 （有限会社大興）代表 （産業文化）	再任

任期：令和6年7月1日から令和8年6月30日まで

議第 5 0 号

高島市部活動の地域移行検討協議会委員の委嘱および任命について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 2 0 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市部活動の地域移行検討協議会委員の委嘱および任命について

高島市部活動の地域移行検討協議会設置要綱（令和 5 年高島市教育委員会告示第 1 5 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり高島市部活動の地域移行検討協議会委員に委嘱および任命することにつき、議決を求める。

別紙

高島市部活動の地域移行検討協議会委員

区分	委員種別	氏名	所属等	委嘱 任命
1号	高島市スポーツ協会	斉藤 隆史	事務局長	委嘱
2号	高島市スポーツ少年団	森本 正則	本部長	委嘱
3号	高島市総合型地域 スポーツクラブ	荒木 陽平	NPO法人TSC クラブマネージャー	委嘱
4号	高島市文化協会	馬場 幹夫	事務局長	委嘱
5号	高島市PTA連絡協議会	尾中 一彦	顧問 (マキノ南小学校長)	任命
6号	高島市中学校長会	土永 晶	副会長 (今津中学校長)	任命
7号	高島市中学校体育連盟 支部長	清水 佳治	(マキノ中学校長)	任命
8号	高島市教育委員会事務局	竹井 正人	社会教育課長	任命
		横井川 博之	文化ホール館長	任命
		加藤 圭子	市民スポーツ課長	任命
		川原林 正宏	学校教育課長	任命
9号	その他教育長が必要と認 める者	早川 廣次	一般社団法人いまづ ジョイナスクラブ会長	委嘱
		田中 克子	有限会社 瞳 取締役	委嘱
		川島 美穂	高島ウインドアンサンブル 地域学校協働活動推進員	委嘱
		足立 昌人	今津中学校PTA会長	委嘱

任期：令和6年6月21日から令和7年3月31日まで

報告第14号

令和6年6月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和6年6月高島市議会定例会一般質問において、教育委員会に関する答
弁結果を報告する。

令和6年6月20日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

別紙のとおり

別紙

令和6年6月 高島市議会定例会
一般質問通告事項（個人）および答弁者一覧表

氏名	質問事項	答弁者
藍原 章 議員	外国人材の受け入れと多文化共生社会の実現について	教育総務部長
今城 克啓 議員	独自の魅力を活かして人を呼び込む地域づくりと新ごみ処理施設の整備について	教育総務部長
廣部 真造 議員	『わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025』開催にあたって	スポーツ振興部長
板持 文子 議員	学校における PTA 活動が円滑に推進されるために	教育指導部長
磯部 亜希 議員	中学校部活動の今後の取り組みについて	教育指導部長

磯部議員

(質問番号 1) 外国人材の受け入れと多文化共生社会の実現について

- 1 外国人材の受け入れと多文化共生社会の実現に向けた本市の取り組み、今後の方向性について
- 2 外国人材を受け入れたい企業への支援について
- 3 外国人材の宿舎として、市営住宅・空き家の活用

政策部長答弁

(答) 藍原議員の質問番号 1 の 1 点目のご質問にお答えいたします。

まず、外国人材の受け入れと多文化共生社会の実現に向けた取り組みといたしましては、国・県においては、入国・在留手続きや人権・労働相談などを始め、様々な外国人の方々からの問い合わせ・相談に対応する体制がとられております。

また、市におきましても、高島市国際協会への委託を通じての異文化交流・翻訳・日本語教室の開催、相談案内対応をはじめとして、市ホームページの多言語翻訳ならびに市役所窓口に来庁された日本語が話せない外国人の方々に対しての自動翻訳機を活用した窓口対応、さらには外国人の児童生徒に対する学校生活への適応支援など複数分野にわたり生活支援を中心とした取り組みを行っています。

先の、コロナ禍以降、高島市では 20 代から 30 代前半の外国籍の方々の転入者が増加傾向にあり、市内事業所における深刻な人材不足の解消を外国人労働力に依存する傾向は、今後も高まっていくものと推察いたしております。

市といたしましては、こうした市内事業者の動向も丁寧にお聞きしながら、外国人労働者やそのご家族のニーズ、地域社会における受け入れに対する課題等を整理するとともに、新たな就労制度の動向あるいは国や県の施策などを踏まえつつ、外国人の方々と共生する社会の実現に向けた調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

商工観光部長答弁

(答) 藍原議員の質問番号 1 の 2 点目、「外国人材を受け入れたい企業への支援について」お答えをいたします。

外国人材受入のためのノウハウや体制等の支援につきましては、これまでから滋賀労働局を通じまして、相談窓口や受入環境整備等に関する助成金等、様々な支援制度が用意されています。

また滋賀県におきましても、「滋賀県外国人材受入サポートセンター」を設置し、事業者の外国人材の受入相談やマッチング支援等を実施しているほか、令和 3 年には、県下企業の人材不足に対応するため、ベトナムのハノイ工科大学および滋賀経済産業協会との 3 者覚書を締結し、現地で日本語講座を開講して滋賀県での就労を動機づけることに加え、県内企業がブース形式で出展する就職面接会等を現地で開催するなど、外国人材の採用を促進しています。

こうしたことから、市といたしましては、市内事業者から外国人材の受入相談があった際は、制度に精通し実例を蓄積している各種支援機関におつなぎをしているところです。

なお、市内外国人の数は 5 年前と比べると 200 人近く増加しており、市内事業者の皆さまも多くの外国人材に頼られていると認識しております。市内で働く外国人は今後も増加すると見込まれますことから、高島市国際協会でのコミュニケーションや会話を中心とした講座の提供など、暮らしに身近な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

都市整備部長答弁

(答) 藍原議員の質問番号 1 の 3 点目のうち、「市営住宅の活用」に関するご質問にお答えいたします。

「外国人材の宿舎としての市営住宅の活用」についてであります。まず、市営住宅には、入居される方全員の収入に応じて、一般市営住宅

と特定公共賃貸住宅等がございます。

いずれの住宅も、入居に際して国籍等の要件はなく、市内で労働されている外国人の方々も既に入居されている状況にあります。なお、市営住宅の制度では、市営住宅に入居できるのは個人となっており、企業、法人等が従業員の宿舎として借りることはできないこととなっております。

議員ご質問の外国人労働者の入居に関しましては、一般市営住宅および特定公共賃貸住宅等のそれぞれの入居要件を満たしていれば、入居の申し込みをお受けしているところであり、今後も、入居の相談、要望がございましたら、引き続き丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

市民生活部長答弁

(答) 藍原議員の質問番号1の3点目のうち、「空き家の活用」に関するご質問にお答えいたします。

市では、移住・定住の促進と地域の活性化を図ることを目的とし、まして、「空き家紹介システム」を導入し、市内の空き家の有効活用に取り組んでいます。また、空き家の購入等に関するご相談がありましたら、移住定住コンシェルジュが内容をお伺いし、物件の紹介や、成約後の地域との橋渡しなどのフォローを丁寧に行っております。

外国籍の方からのご相談につきましては、令和4年度には6件、令和5年度には13件のご相談があり、移住件数は2年間で9件でございました。

今後におきましても、外国人の方を含めまして、市への移住・定住と地域の活性化を図るために、より一層空き家の有効活用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

地域に住む外国人材への社会教育はどのように考えておられるか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

5月の今津東コミュニティセンターの広報誌の中に、高島市国際協会からのお知らせが出ておりまして、先ほどから議員仰せのとおり、市内在住の外国人が5年前より1.3倍、約750人に増加したという内容でありました。

そういった状況も踏まえまして、社会教育課と図書館に指示をさせていただいたところでございます。

まずは、社会教育課につきましては、市民の方々と市内に就労されている外国人の方との、接点をつくることが大事だというふうに考えておりまして、例えば、各地域で今年度行われる文化祭などで出展していただけないか、あるいは市美展で外国人就労者の方のコーナーができないかといった形での検討をするように指示をさせていただいております。

また、図書館におきましても、外国人の関係する外国人が使われるような図書の入手について研究を進めるように指示をさせていただいているところでございます。

まずは、そういった形で外国人の方と市民の方の接点をつくる。そこからはじめをさせていただいているところでございまして、課題もたくさんございますので、一つ一つ課題を解決して、共生社会の実現を目指し、進めていきたいと考えている次第でございます。

【担当：教育総務部 社会教育課】

【担当：教育総務部 図書館】

今城議員

(質問番号 1) 独自の魅力を活かして人を呼び込む地域づくりと新ごみ処理施設の整備について

3 重要文化的景観の選定を目指すことについて

教育総務部長答弁

(答) 今城議員の 3 点目のご質問にお答えいたします。

「重要文化的景観への選定を目指すことについて」でございますが、重要文化的景観は、人々が地域の自然と関わりながら生業を立て、生活を営む中で長年にわたり築き上げてきた景観で、特に重要で地域の特色を示す代表的なものや、他に例をみない独特な景観を国が選定するものでございます。

市内では、すでに「海津・西浜・知内の水辺景観」、「針江・霜降の水辺景観」および「大溝の水辺景観」の 3 か所が重要文化的景観に選定されています。

その選定に際しましては、まず有識者のご意見をいただいたうえで、本市の特徴といえる水辺の生活文化を伝える 10 か所の候補地を選び、その中から特に重要文化的景観に相応しいと考えられた 3 か所で、その価値を明らかにするための調査を実施しました。

その結果を踏まえ、市においてそれぞれの景観に対する保存計画を策定したことにより、これら 3 か所が重要文化的景観に選定されたところでございます。この様に、市内に 3 か所の選定地を有する自治体は、全国で高島市のみであり、高島の歴史的、文化的な魅力が高く評価されたものであります。

現在、市では令和 3 年に文化庁の認定を受けました「高島市文化財保存活用地域計画」に基づき、この 3 つの水辺景観について、それぞれの地域で組織されています「まちづくり協議会」を中心に、地域住民の皆様と協働・連携し、保存と、さらなる活用に取り組んでいるところであります。

引き続き、この取り組みを着実に推進し、地域の活性化を図ることと

しており、新たに別の地域について重要文化的景観の選定を目指す予定はございません。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

泰山寺野の景観が重要文化的景観の選定基準を満たす可能性があるかどうか。再度、伺う。

教育総務部長答弁

(答) 重要文化的景観の選定基準に合うかどうかという観点からお答えさせていただきます。重要文化的景観の選定の基準といたしましては、地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地のうち、国民の基盤的な生活または生業の特色を示すもので典型的なものまたは独特のもの。とされており 8 項目の基準がございます。その 8 項目の基準の中に農耕に関する景観地というものがございます。

ただし、泰山寺野地域の景観につきましては、その価値、またその重要性を明らかにする調査を実施しておりませんので、重要文化的景観と結びつける材料を、現在、持ち合わせておりません。

(再質問)

文化的な価値は存在すると思うが、その点についてはどうか。

教育総務部長答弁

(答) 文化財保存活用地域計画の観点から、一例を申し上げますと、古代に聖徳太子伝承の残る太山寺という大規模な山岳寺院が存在した地域であり、その地域や自然、歴史を含めて重要な土地であったと思われます。

また、戦後の食糧事情を踏まえて、開拓が進められ、多くの農産物が出荷されたことは、知られるとおりで、先ほど初問の答弁の中でその景観

が失われつつあるというところでございます。

繰り返しになりますが、現在はその価値、またその重要性を明らかにする調査を実施しておりません。これ以上、文化的景観と結びつける材料を持ち合わせておりません。

【担当：教育総務部 文化財課】

廣部議員

(質問番号1)『わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025』開催にあたって

- 1 市のホームページでの競技会場へのアクセス方法の情報掲載について
- 2 J R湖西線が気象状況等により運休した場合の対応について
- 3 来場者への高島市の特産品や観光地等の情報発信について

スポーツ振興部長答弁

(答) 廣部議員の質問番号1 「『わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025』開催にあたって」のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の「市のホームページでの競技会場へのアクセス方法等の情報掲載について」でございますが、びわこ国体以来、44年ぶりの滋賀での開催となります、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」本大会およびリハーサル大会では、先催県の状況から想定いたしましても、議員仰せのとおり、大変多くの来訪が予想されます。そうした方々が、安全でスムーズに大会会場にお越しいただけるよう、競技会場および駐車場、最寄り駅からのシャトルバス運行計画等の情報を簡単に取得できるよう工夫をして、ホームページに掲載し、案内をさせていただく予定であります。

現在、まずは、今年開催いたしますリハーサル大会の各競技会場へのアクセス方法等の情報につきまして、ホームページへの掲載準備を進めているところでございます。

また、来年開催の本大会に向けましての、アクセス方法等の情報につきましては、リハーサル大会との輸送計画が異なるため、リハーサル大会終了後に、改めて掲載をさせていただく予定としております。

次に、2点目の「J R湖西線が気象状況等により運休した場合の対応について」でございますが、本大会では、選手や役員等の大会参加者および一般観覧者等、多くの来場者が見込まれ、大会を成功させるために

は、来場者を限られた時間内で安全、確実かつ円滑に輸送するため、今年度に「わた SHIGA 輝く国スポ高島市輸送計画」を策定することとしております。

大会期間中に J R 湖西線が気象状況等により運休となった場合の対応につきましては、県や関係機関および関係団体等と協議し、臨時バスの運行や利用者への周知方法等、どのような対応が可能かも含めまして、輸送計画策定業務の中で、検討してまいりたいと考えております。

最後に、3 点目の「来場者への高島市の特産品や観光地等の情報発信について」でございますが、大会は、全国から来訪される多くの方々の交流や本市の歴史や文化、恵まれた自然環境を全国に発信する絶好の機会でありますことから、市実行委員会では、関係機関や関係団体等と連携し、本市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、本市の多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただける心のこもったおもてなしが提供できるよう、基本的な事項を定めた「観光接伴基本計画」を策定しました。

具体的には、最寄り駅や競技会場に案内所を設置し、競技や交通手段等の案内のほか、観光や物産品等の紹介をさせていただく予定をしております。

また、競技会場では、物産品等の販売を促進するための売店や、郷土料理または地元食材を使用した料理を提供する、ふるまいコーナーの設置を計画しており、高島の魅力を全国に発信してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

観光接伴基本計画とはどのようなものか。

スポーツ振興部長答弁

(答) 観光接伴基本計画は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ両大会に参加

する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者、いわゆる大会参加者でございますが、観光接待いわゆるおもてなしについて、市に訪れる方に温かくお迎えするという、またもう一度訪れていただきたいという心のこもったおもてなしを提供するという、ことを目的に、歓迎装飾の実施や案内所、休憩所、販売店の設置などの基本的なものを定めたものでございます。

以上でございます。

(再質問)

今津総合運動公園来場者に向けて、近江今津駅でバス等に乗車される前に、食料品等について、今後情報発信をしてはどうか。

スポーツ振興部長答弁

(答) お答えをいたします。

今、議員仰せの今津総合運動公園の会場の場合でありますと、飲食店等、近くにないないということでございますが、今津総合運動公園では、飲食を出店する売店を出店する計画でございますほか、運動公園内には飲食を提供しております市の指定管理施設もございますので、出来るだけ会場内での利用いただくよう案内をさせていただくようにと考えております。

なお、売店の販売品目につきましては、まだ決定してございませんので、決まりましたらその内容も勘案し、案内方法等も含めまして、ご来場者の方にご不便をおかけすることがないように調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

湖西線が運休したときに、ＪＲに駅構内でシャトルバス等の駅までの運行案内をしてもらう協力が必要ではないか。

スポーツ振興部長答弁

(答) お答えをいたします。

J Rの運休につきましては、運休区間やその規模等によりまして対応も大きく変わることとなります。どこまでであれば対応が可能か、どこまでが対応が不可能かという部分も含めまして、関係各所と協議を進めてまいりたいと思います。

また、ただいまご質問のJ Rとの運休の際のシャトルバスの運行状況の場内アナウンスといいますか、構内アナウンスについてでございますが、そちらにつきましても協議の方もさせていただきますが、不可能となった場合につきましても、市のホームページまたは市実行委員会の公式のSNS等がございますので、リアルタイムでその運行状況をまた、運行計画の変更についても周知をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

【担当：スポーツ振興部 国スポ・障スポ大会推進課】

板持議員

(質問番号1) 学校におけるPTA活動が円滑に推進されるために

- 1 市内小中学校のPTA入会意思確認や入会届、個人情報取り扱いの同意確認がされているかを教育委員会として把握しているか
- 2 PTA活動における学校の個人情報の取り扱いの現状はどうか
- 3 PTA会費の徴収方法について、会員の意図に基づいて、本人理解のもと、十分説明された上で徴収されているか
- 4 PTA会員でない保護者の児童生徒に対しての教育的配慮はされているか
- 5 PTA活動の円滑な実施に向けて、学校管理職向けに学校におけるPTA活動への留意事項などは、各学校に周知されているか
- 6 PTA活動の見直しにかかる参考になる事例について、PTAに対しての積極的な紹介などはされているか

教育指導部長答弁

(答) 板持議員の「学校におけるPTA活動の円滑な推進について」のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「市内小中学校のPTA入会意思確認や入会届、個人情報取り扱いの同意確認がされているかを教育委員会として把握しているか」、2点目の「PTA活動における学校の個人情報の取り扱いの現状はどうか」、3点目の「PTA会費の徴収方法について、会員の意図に基づいて、本人理解のもと、十分説明された上で徴収されているか」、4点目の「PTA会員でない保護者の児童生徒に対しての教育的配慮はされているか」につきましては、各PTAの運営に関するご質問として、4点あわせて答弁をさせていただきます。

PTAは子どもたちの健全な成長を図るため、保護者と教職員が組織する任意の社会教育関係団体と位置付けられており、市内小中学校におきましても、これまでから学校と家庭や地域の連携を深めていく上で、重要な役割を担っていただいております。

社会教育法第10条においては、「社会教育関係団体とは、法人であるか否かを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を

行うことを主たる目的とするものをいう」と定義されており、さらに、同法第12条において、「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、またはその事業に干渉を加えてはならない」と定められております。

このことから、PTAに限らず、他の社会教育関係団体の運営に関わる内容につきましても、市教育委員会としては把握していないところであります。

次に、5点目の「PTA活動の円滑な実施に向けて、学校管理職向けに学校におけるPTA活動への留意事項などは、各学校に周知されているか」についてであります。PTAは保護者および教職員で組織される任意の団体であり、その在り方や運営等については、個々のPTAがそれぞれ自主的に判断されるべきものであると考えておりますことから、活動していく上での留意事項などにつきましては、各学校への周知はしておりません。

最後に、6点目の「PTA活動の見直しにかかる参考になる事例について、PTAに対しての積極的な紹介などはされているか」についてであります。各PTAにおいては、国や県のPTA連絡協議会などから示されるPTA活動の情報などを参考に、活動の見直し等が行われているものと承知しており、これまでから積極的な紹介等はしておりません。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

市教育委員会としてPTAが任意加入である旨を周知する必要があると考えるが、再度、伺う。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

各学校単位のPTAの実態や他府県他市町の取り組みについて、把握しているものではございませんが、会員である保護者の方々の中には、運営や活動等に対しまして、様々な視点からのお考えをお持ちの方もお

られるであろうと考えております。

P T A活動に対しましてのご意見等につきましては、各学校のP T Aにおいて、会員の方々からのご意見を集約するなど、先ほどの答弁でも申しましたとおり、個々のP T Aが自主的に判断されるべきものであらうと考えておりますことから、これまでからと同様に周知する予定はございません。

以上でございます。

(再質問)

市から校長に対し、「学校におけるP T A活動の在り方について」等の通知を出すよう求める。市の対応はどうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

先ほどの答弁でも申しましたとおり、各P T Aにおいては、国や県のP T A連絡協議会などから示されるP T A活動の情報などを参考に、活動の見直し等が行われているものと承知しております。また、P T Aは社会教育関係団体でもございますことから、これまでからと同様に運営に関わる内容の通知を出す予定はございません。

以上でございます。

(再質問)

P T Aに関する課題の解決を市が支援し、今後のために適正化・活性化を図る必要があると考えるが、見解を問う。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

P T Aは公の支配に属しない社会教育関係団体ではありますが、団体としてのP T Aから求めがございましたら、それに応じて、適切に指導または助言を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

この2、3年で、PTAに関する相談や問い合わせなどがあったかを問う。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

各学校単位のPTAから、団体としての運営等について指導や助言等を求められたことはございません。

保護者の方からご相談、ご意見をいただいたことはございます。

以上でございます。

(再質問)

大津市の小学校PTAで行われた改革について、市としてはどのように考えるか伺う。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

個々のPTAの在り方や運営につきましては、それぞれのPTAが自主的に判断されるべきものでありと考えておりますことから、ご質問にお答えすることは差し控えさせていただきます。

以上でございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】

磯部議員

(質問番号3) 中学校部活動の今後の取り組みについて

- 1 休日の拠点校部活動の種目の決定方法および今後の文化部を含めた種目数について
- 2 部活動指導員による平日の部活動指導について
- 3 中学校体育館の空調設備の設置に伴う部活動への配慮について

教育指導部長答弁

(答) 磯部議員の質問番号3「中学校部活動の今後の取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「休日の拠点校部活動の種目の決定方法および今後の文化部を含めた種目数について」でございますが、令和5年度から、滋賀県中体連において、拠点校部活動での公式大会への出場が認められるようになったことを受けまして、在籍校に希望する種目の部活動がない中学生が、休日の拠点校部活動に参加することにより、希望する種目の練習に励み、公式試合への出場を可能とすることを主たる目的として、今年度から休日の拠点校部活動を開始したところでございます。

拠点校部活動の種目につきましては、各校における部活動の実情を踏まえた上で、指導者の確保や活動場所等も考慮し、中学校長会との協議を重ね、決定しております。

今後の種目数につきましては、今年度の活動状況や中学生のニーズを把握し、中学生が希望するスポーツや文化活動に親しむ機会を可能な限り確保するため、毎年、中学校長会との協議を行い、文化部も含めて種目を決定してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「部活動指導員による平日の部活動指導について」でございますが、部活動指導員には、専門的な技能指導を行う外部指導者としての役割のみならず、大会や練習試合の引率、用具や設備の管理、生徒指導に係る対応、保護者への連絡等、部活動顧問と同等の役割を担っていただくことになります。

部活動指導員の活動日は、休日に限らず平日も想定しており、平日も

適宜、部活動の指導をしていただいております。

また、拠点校部活動の指導は、必ずしも部活動指導員が担当するものでもございません。

今後の部活動指導員の配置につきましては、重要な役割を担っていたく人材の確保については課題がございますが、今年度の成果を踏まえながら、増員等も含め検討してまいりたいと考えております。

最後に、3点目の中学校体育館の空調設備の設置に伴う部活動への配慮についてでございますが、議員仰せのとおり、中学校の体育館への空調設備の設置につきましては、災害発生時の避難所施設の環境改善を図ることと併せて、生徒や保護者、教職員、さらには、一般開放時に市民の方々が体育館を利用される際の熱中症対策にもつながるものと考えております。

体育の授業や部活動等において、体育館や校舎内、屋外等で活動する際には、子どもたちの安全を最優先に考え、暑さ指数に応じた適切な熱中症対策を講じるとともに、今後は、体育館の空調設備の効果的な使用方法について十分検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

【担当：教育指導部 学校教育課】